【アップデート】
リハビリテーションを提供する上での

療法士の価値

～過去の報酬改訂から目指すべき療法士像を読み解く～

報酬改定なんて自分には関係ない！と思っていませんか？そんなことありません。保険領域における価値やあり方を形成しているのは紛れもなく報酬改定です！

飛永　直樹

発表の流れ

はじめに①・②

伝えたいこと3つ

アクションプラン（職種ごと）

内容（スライド7～15）

まとめ

ここが最も大事！

はじめに①　報酬内容を知っておくべき

療法士としてのあり方・価値・役割を決定している要因は様々である。
報酬改定はお金の話ではなく、**価値**の話と捉えるべき。

日々変化しておりアップデート必須

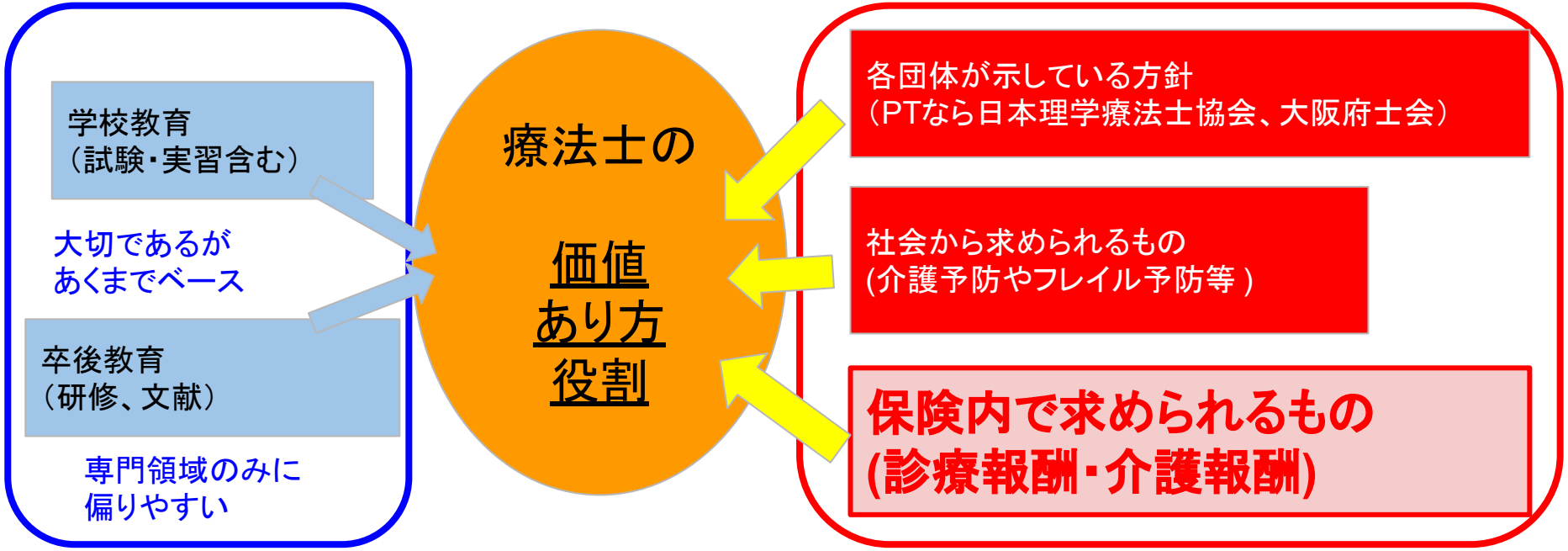

はじめに②　他職種連携は必須

サービスを提供する上で、ご本人やご家族様が中心であることは言うまでもありません。

以下の図はリハビリテーションの役割や価値のイメージです。

(あえて療法士の視点にしており、飛永の持論です)

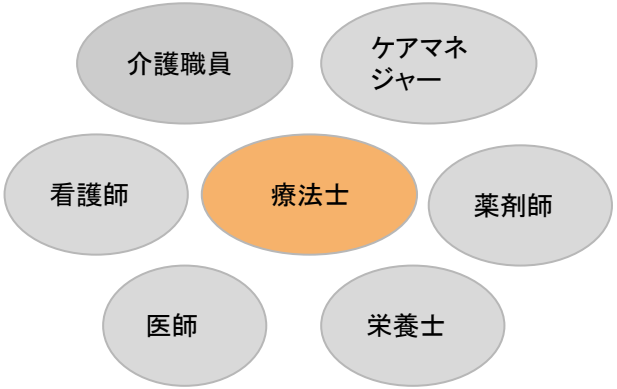

リハビリテーションは
療法士1人で行うもの？

ではなく

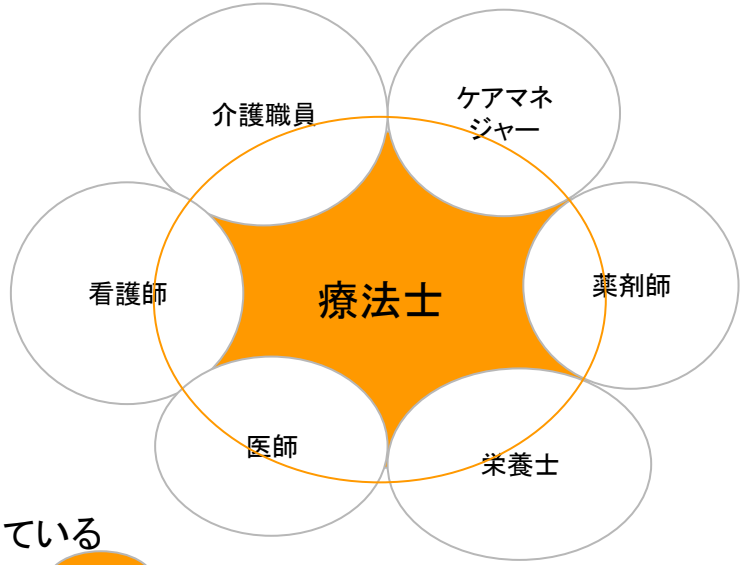

役割は他職種と重なり合っている
だからこそ、どこに価値があるのかは
知っておくべき！！

伝えたいこと　3つ

報酬内容と他職種連携をキーワードに以下の3つのことを伝えたい

①他職種（医師、CM、介護職員等）への必要な情報提供は、既に明確

②他職種へ伝える内容と、伝え方を学ぶ必要あり

③リハビリテーションの価値を高め続ける手段は、常にアップデート

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの報酬改定(H30)の内容を中心にまとめています。ただ弊社の各サービスとの関連性（訪問リハビリ、訪問看護、通所介護）や各算定の有無に関しては話が広がりすぎるため載せていません。

アクションプラン

療法士

①他職種の連絡先を調べる

②次に他職種と連携する際に、伝える内容と伝え方を意識する。

③担当者の介護度の変化を理由も含め説明できるようにする

看護師、介護職員

関わる療法士へ以下のことを聞いてみる。

①能力改善の可能性

②目指す社会参加

③リハビリを継続する理由（継続が当たり前ではない）

CMへの情報提供

リハビリテーションマネジメント加算の要件を一部抜粋しています。CMに以下の情報提供を行うことが必要とされています。（加算Ⅰ～Ⅳで条件が異なります。）

- 利用者や家族の活動や参加に関する希望及び将来利用を希望する社会参加に資する取組
- 利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力等の日常生活能力並びにその能力の改善の可能性
- 利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及び留意点
- 家屋等の環境調整の可能性及び家具や調理器具等の生活用具の工夫
- その他リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容

経験による判断にあわせて、上記内容も提供できる療法士であるべき。
それが**価値**となる。

CMへの情報提供　～現場で活かすPoint～

Point1　ご家族様からも活動・参加の希望を聞く（心身機能だけでないか？）

Point2　将来利用を希望する社会参加に資する取り組み

（それ以前に利用を希望する社会参加について情報共有を図れているか？）

Point3　各能力の改善の可能性

（今の能力だけ伝えてないか？医師の判断も踏まえた予後予測は行えているか？説明に注意要）

Point4　能力向上目的で介護の方法及び留意点を伝える

Point5　環境調整の可能性、生活用具の工夫

（今後必要となるだろう環境調整を伝えられているか？）

介護職員への情報提供

CMへの情報提供と同様で、リハビリテーションマネジメント加算の要件を一部抜粋しています。訪問介護や通所介護では、生活機能向上連携加算があり、介護職員と療法士との連携が評価されています。

イ　指定訪問介護等の居宅サービスの従事者助言

居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護等の居宅サービスの従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従事者に対し、利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力、それらの能力の改善の可能性、生活環境に応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。

Point　各能力の改善の可能性

（今の能力だけ伝えてないか？医師の判断も踏まえた予後予測は行えているか？説明に注意要）

医師への情報提供　指示内容

リハビリテーションマネジメント加算の算定要件として医師の詳細な指示について明確化されています。

医師からの指示

留意事項　中止基準　負荷

算定要件等

○　リハビリテーションマネジメント加算の算定要件に以下の内容を加える。

・指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行うこと。

○　以下の内容を通知に記載する。

・医師が当該利用者に対して３月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定居宅サービスへの移行の見通しを記載すること。

医師への情報提供　～現場で活かすPoint～

医師の指示内容に対し適確な情報提供・報告を行う（報告書や電話連絡等で）

Point1　リハビリテーション開始前と実施中の状況報告

（実施前・中・後まで状況を細かく分けて報告できているか？）

Point2　中止基準に影響する可能性のあるバイタルサインや自覚症状の評価報告

（体温・血圧・脈拍・酸素飽和度だけになっていないか？）

（既往歴から予測した症状の有無は報告できているか？）

Point3　継続利用に関連するリハビリテーションの状況報告

（目標・課題を具体的に挙げた上で、達成状況まで報告できているか？）

（社会参加、移行の見通しまで報告できているか？）

補足：伝える力

情報提供を行う際に【伝える力】は必須

①結論から言う

②2～3つに分類する （図をイメージする）

③目的と手段を分ける

④客観的事実と主観的意向を分ける

以下の内容を伝える時に
意識してみましょう！
伝わり方が変わります。

利用者様へ
・動作練習のポイント
・計画書の説明
（目標・訓練内容）

CMや介護職員へ
・能力の改善の可能性
・介助方法
・環境設定

社内職員へ
・研修や症例発表

その他、社内でのコミュニケーションでも意識するとより伝わりやすい

リハビリの価値 社会参加支援加算

平成27年3月の【高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書】にて機能訓練が漠然と実施されており、目標と期間を定めた計画に基づく適切なリハビリテーションが提供されていない。」と指摘され平成27年度介護報酬改定で新設

（３）　社会参加支援加算について

参加の観点から、利用者の社会参加等を支援するリハビリテーションの提供を評価するため、社会参加支援加算を新設した。

なお、活動と参加の観点からは、居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する指定訪問リハビリテーションを提供することも重要である。

①　社会参加支援加算の考え方

イ　社会参加支援加算は、参加へのスムーズな移行ができるよう、リハビリテーション計画を基に、リハビリテーションを提供し、その結果、利用者のADL と IADL が向上し、社会参加に資する他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供しているリハビリテーションを提供する事業所の体制を評価するものである。

ADL、IADL向上で終わらず

その先の**社会参加を目指す！**ことが

リハビリテーションの価値を高める。

リハビリの価値 社会参加支援加算

当たり前と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、このように加算として位置づけられており、文章にもされてることを再認識する。

ロ　社会参加に資する取組とは、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション（指定通所リハビリテーションの場合にあっては、指定通所リハビリテーション間及び指定介護予防通所リハビリテーション間の移行は除く。）や指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防・日常生活支援総合事業における通所事業や一般介護予防事業、居宅における家庭での役割を担うこと、就労であること。

ハ　入院、介護保険施設への入所、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定訪問リハビリテーションは社会参加に資する取組としては想定していないこと。

様々なサービスへの移行や、家庭での役割、就労も含まれる

リハビリの価値　自立支援、重度化防止

介護予防（要支援1・2）におけるリハビリテーションの価値は

事業所評価加算の内容を抜粋すると、

自立支援・重度化防止の観点で

要支援状態区分の維持・改善率が高いことが、アウトカム評価の一部

あくまで一つの指標であるが、**介護度の維持・改善**を図ることに
リハビリテーションの**価値**があることは事実
よって各担当利用者様の介護度の変化（特に要支援）は、しっかり把握しておくべき

まとめ①

アクションプランを一つだけでも実施してみて下さい。きっとそれが、ご利用者様に対するサービスの質を高め、私たち自身の成長にもつながると思います。

療法士

①他職種の連絡先を調べる

②次に他職種と連携する際に、 伝える内容と伝え方を意識する。

③担当者の介護度の変化を理由も含め説明できるようにする

看護師、介護職員

関わる療法士へ以下のことを聞いてみる。

①能力改善の可能性

②目指す社会参加

③リハビリを継続する理由（継続が当たり前ではない）

まとめ②

医療保険、介護保険の領域で勤務する上で、報酬改定のことを知らないということは、「何のために仕事をしているのか？」を知らないのと同じです。

診療報酬は2年に1回（次は2022年）、介護報酬は3年に1回（次は2021年）改定されています。「自分には関係ない」と思っていたら、どんどん自分の価値が下がっていくかもしれません。情報収集を心がけましょう。

今回の研修で視野が広がったり、自分の価値を見つめなおす機会になれば幸いです。